

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会（第1回）

議事録

平成28年11月16日9:00～11:00

別館948共用会議室（別館9F）

○奥家課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局を担当させていただきます安全保障貿易管理政策課長の奥家です。よろしくお願いいたします。今回、第1回ということでございますので、後ほど小委員長の選任を行います。それまで私のほうで進行を務めさせていただきます。

本日の会合はiPadを使用いたします。ペーパーレスにて開催するというところでございます。操作などについて疑問点等がございましたら事務局が対応いたしますので、挙手をいただければと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、資料1をごらんください。本日の議事は、こちらに記載させていただいており、開催趣旨、小委員長の選出、議事の取扱い、安全保障貿易管理の現状と課題、そして討議ということで進めさせていただきます。

まず、本小委員会の開催趣旨につきまして、貿易管理部長の飯田よりご説明させていただきます。

○飯田部長　貿易管理部長の飯田でございます。よろしくお願いいたします。着席のまま失礼いたします。

資料2ということで、安全保障貿易管理小委員会についてという資料がございます。安全保障貿易管理につきましては、いわゆる物と技術と投資といったものを中心に、国の安全等という観点から外為法に基づきまして管理をしているところでございます。外為法につきましては、その時々の方勢の変化に基づいて制度の見直しをしまして、最後に大きな見直しをしたのは平成21年ということになります。

後ほど資料でご説明をさせていただきますけれども、その後も安全保障貿易管理をめぐる状況がいろいろな形で変化しておりまして、国際的な安全保障環境の変化、それから技術を取り巻く環境の変化、それから、私ども法律を執行していく中で、いろいろな具体的

な事案が出てまいりまして、そういうものを踏まえて現在の安全保障貿易管理制度を、国の安全を守るという観点から、あるいは国際の平和及び安全を維持するという観点から、どのような制度としていくのかということにつきまして、今回、新たに安全保障貿易管理小委員会というのを設けまして、委員の皆様にはぜひご審議をいただきたいと考えております。ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○奥家課長　　続きまして、資料3をごらんください。本小委員会の委員名簿でございます。皆様のご紹介は、恐縮ですが省略させていただきたいと思っております。

本日は、家委員、今井委員、村山委員、山崎委員の4名がご欠席で、釜委員につきましては代理の方のご出席ということでございます。12名の委員の方のご出席をいただいておりますので、開催定足数を満たしているということでご報告をさせていただきます。

なお、三島委員につきましては、所用により10時半ごろに退席されるということでございますので、その後は代理の方がこちらの席に着いていただくということです。

それでは、小委員長を選出を行いたいと思っております。既に委員の皆様にはご内諾をいただいておりますが、白石委員に小委員長をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○奥家課長　　ありがとうございます。

それでは、白石小委員長に一言ごあいさつをいただきますとともに、以後の進行を白石小委員長をお願いしたいと思います。

○白石小委員長　　白石でございます。

先ほど飯田部長からもお話がありましたけれども、国際環境が随分変わってきておりまして、例えば、ついこの間もドイツのロボットメーカーが中国の企業に買われるとか、10年前には想像もできなかったようなことが起こっていますので、ぜひ日本としても、国際的にきちっと標準に合った、透明度の高いルールをこの機会につくる、その一助となればと考えております。よろしく願いいたします。

では、早速議事に入らせていただきます。

資料4をごらんください。委員の皆様には、本小委員会の公開についてお諮りしたいと存じます。産構審運営規程に基づき、記載のとおり、本小委員会は資料や議事録も含めて原則公開という形にさせていただきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、事務局はこのとおり議事を取り扱うよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事を進めたいと思います。まず最初に安全保障貿易管理の現状と課題について、事務局から説明をお願いします。

奥家課長、どうぞ。

○奥家課長　それでは、資料5に基づきまして安全保障貿易管理の現状と課題ということでご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますが、本資料の目次ということで、初めに安全保障貿易管理とはということで、委員の皆様方、既にご案内だと思いますが、かいつまんで触れさせていただきます。続きまして安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化、そこから課題ということで、我が国における国内の技術取引規制の在り方、違法輸出の防止、そして輸出者の事務負担軽減策についてご説明させていただきたいと思います。

2ページをごらんください。これはもうご案内のとおりでございます。安全保障貿易管理とはということで、機微な技術であるとか武器といったものについて、懸念国に渡って国際秩序に変化を与えないということを担保するために、国際的な取組として技術、貨物の管理を行うということでございます。我が国ではこれを外国為替及び外国貿易法に基づいて管理をするということでございます。

3ページにお移りください。ご案内のとおり、日本は産業の裾野が非常に広いということでございます。したがって、日本の技術はいろいろなケースで軍事転用されてしまう。こういうものをいかに管理するかということでございます。

4ページにお移りください。こういう機微性の高い技術につきまして、有志国の間で国際的に管理をしようではないかということで、現在四つのレジームが存在しています。日本は全ての輸出管理レジームに参加して、国際的な取り決めに基づいて機微技術の管理を行っているということでございます。

資料の5ページでございます。こちらは日本において国際輸出管理レジームに基づいて外為法でどのように受けているかということで、貨物の輸出、技術の提供、それぞれ法律に基づいて規制を行っているということでございます。

6ページでございますが、ではどのようなケースで実際に管理が行われるのかということでございます。貨物のケースは非常にわかりやすい。これは目にみえておりますので、国境を貨物がまたいだ瞬間、またぐことに対して許可を得る必要があるということでございます。

技術については少し性格が異なります。というのは、目にみえないものも取引されるということでございます。目にみえる設計図のようなもの、もしくはUSBに入って持ち出されるようなケースは、「国境」という概念が明確になりますので、国境を越える瞬間に許可が必要になる。もしくは、知識をもった方が国外に出て講演をされる、講演された瞬間がまさに輸出とみなされるということで、国外における活動を管理するためにも許可が必要になる。さらに、国内においても、日本から外国に帰る方、こういう方を「非居住者」といっていますが、この方は時点を越えて、国境を越えて知識を持ち出すこととなりますので、国内においても居住者から非居住者の間では技術の取引が行われる際には輸出とみなして許可が必要になる、こういう構造になっております。

7ページは経済産業省の審査のフローチャートですので割愛させていただきます。

8ページでございますが、国際的にどのような物について、どのような技術について管理をしないといけないのかということが決まっております。これを日本の法制度に基づいて表の形でカテゴリーを整理して、リストに基づいて管理をする。さらに、非常に懸念が高い主体に対して、リストに載っていない技術も、渡してしまった場合に問題が発生する可能性がある場合には、キャッチオールということでリスト外品目についても規制を行っているというのが現状でございます。

9ページ、10ページは実際にリストに載っている品目でございますが、こちらは割愛させていただきます。

11ページでございますが、貨物の場合はみてすぐわかるわけですが、技術ということになりますと、一体どこまでが範囲なのか、設計というのはイメージが湧くのですが、使用方法といったものについても実は規制対象になっているということで、かなり幅広いものについて懸念がもたれる場合には、そこは許可対象になっているということでございます。

12ページは居住者と非居住者の定義で、細かい話になりますので割愛させていただきます。

13ページですが、外為法全体についてということでございます。安全保障貿易管理という貨物及び技術に着目されるわけですが、そのほかに、安全保障の観点から、対内直接投資、対外直接投資、資本取引、支払い、こういうものも外為法に基づいて実際に規制が行われているというのが全体像でございます。

続きまして16ページ、現下の安全保障をめぐる環境の変化ということでございます。実

は外為法、貿易管理部長の飯田から説明させていただきましたとおり、環境が変わることに対応して柔軟に制度を改正してきたということですが、一番大きいのは、皆さんご案内のとおり1987年の東芝機械事件で、これは日米だけではなく、世界的にも非常に大きな影響を与えた事件でございまして、1987年の事件を受けて大幅に安全保障貿易管理が強化されたということでございます。その後、例えば1998年にインド・パキスタンの核実験があって、2002年に大量破壊兵器キャッチオール制度を導入しました。

前回改正が平成21年、2009年ですが、このときに国内取引規制の明確化及びメールなどを通じた電磁的取引の規制を入れています。この前の段階で、実は国内的にも大きな変化があったのが、一つはインターネット人口で、インターネット人口が急激に増加したのが2000年に入ってからですが、2005年に70%を突破いたしました。さらに在留外国人が200万人を突破したのも実は2005年です。こういう環境の中で、新しい形で技術流通を管理しなければいけないということで、2009年に国内取引規制の明確化と電磁的取引規制が行われたわけでございます。

その後、制度はいじられておりませんので、空白になっております。ところが2010年以降、日本国内、さらに国際的な環境も大きく変化しています。まず国内においては、旅行者の方も含めてですが、外国人入国者が1,000万人以上増加したという大変な変化が起きております。留学生も6万人以上増加しているということで、内なる国際化というのが2009年以降、急激に進んだというのが現状でございます。

一方、国際環境につきましては、2010年、アラブの春、その後、シリアの内戦ですとか、エジプトが政権が変わったり、主権国家体制自体が揺らぐということで、テロリスト、I S I Lが国家樹立宣言をするようなことまで起きている。

こういった大きな国際的な環境変化の中で、それを牽引しているのがアジアでございます。2010年、中国がGDP世界第2位になりました。これは象徴的なことでございます。その後、2012年に世界最大の貿易国、対外投資も中国が第3位になる。一方で軍事支出はアジアが欧州の支出額を突破したのも2012年ということで、まさにアジアが世界の中心として動き始めている。安全保障環境もアジアが北朝鮮を中心に非常に不安定になっているという現状がある。このような中で制度的には、空白になって示されているとおり、対応が進んでいないというのが現状でございます。

続きまして、17ページは今ご説明させていただいたことを説明しているページになります。18ページも同じことをご説明しているので、ここは割愛させていただきます。

続きまして19ページ以降でございます。国際的な環境が変わっていると同時に、技術革新の環境も大きく変わっているということでございます。20ページは象徴的なものでございますが、80年代の前半までは、アメリカにおける政府の軍事関連研究・開発投資と、産業界の投資、政府の民生用の投資の比率がほぼ変わっていません。軍事分野がまさにイノベーションをリードしていたということでございます。例えばインターネットなども、国防総省が使っていたクローズのネットワークをオープンにしたというような形で、リードしてきたわけですが、80年代の後半から構造が大きく変わっています。民生分野、特に産業分野の研究・開発投資が急激に増大して、民生分野がイノベーションをリードするような時代になっているという構造的な変化が生じています。

21ページでございますが、こういうような環境の中で、先端的な民生技術は民生分野だけではなくて軍事的にも活用できるということで、典型的な例がまさに炭素繊維で、ゴルフ用のシャフトに炭素繊維が使われるわけですが、これは一方で戦闘機のボディーにも使われる。例えば日本がリードしている炭素繊維とか窒化ガリウムといった化合物半導体、レーダーの馬力を三けた単位で変えるわけですが、民生用途としては人工衛星の電波増幅器に使われるわけですが、これは当然のことながらレーダーとしても極めて高い性能を出すということでございます。

こういう状況の中で、22ページです。民生技術が各国の軍事戦略に影響を与えるということが顕著にあらわれているということで、アメリカの国防総省も、こういう民生技術が戦闘方式自体を変える。中国におきましては、今年3月に全人代で採択された第13次五カ年計画においては、軍民融合ということで、民生技術を軍に転用していくことで軍事の現代化を図っていくことを国家戦略として決めているということでございます。

23ページですが、こういった技術は大きな国々だけが使うわけではございません。例えば北朝鮮で使っていたドローン、無人航空機の中には日本の電子部品が入っている、もしくは、国連の報告によればI S I L自体が化学兵器を使っている。国家ではなくて、非国家主体が化学兵器を使っている。これを懸念してアメリカは化学兵器の製造拠点を爆撃したというのが現実でございます。

続きまして24ページ以降ですが、民生技術の重要性が拡大している中で、内なる国際化ということで、日本では一体どういうことが起きているか。25ページでございます。先ほど在留外国人の人数のお話をさせていただきましたが、この30年で3倍近くにふえているということで、私たちが意識しない中でも内なる国際化が急激に進んでいます。

26ページで、特に顕著なのが外国人入国者数で、ここ数年で2,000万人に達しようという事です。これは旅行している方だけではなくて、労働力人口自体もストックとして確実に増加している。特にここ最近、非常にふえているということでございます。

27ページでございますが、こういう内なる国際化の中で日本の企業が海外の大学と共同研究をするわけですが、先進国の大学を中心に共同研究をしているという状況は大きく変わってはいないのですが、最近ふえているのはアジアの大学との共同研究でございます。

こういう国際化の進展につきまして、28ページですが、企業サイドではコンプライアンス・プログラムをかなりリジッドに組み上げることで国際化に対応しているのが現状でございます。

29ページです。続きましてアカデミックサイドの内なる国際化の進展ということですが、外国人留学生の推移、この15年で3倍ふえているということで、ここでも急激に国際化が進んでいる。さらに海外の大学との研究交流協定でございますが、これも4倍近くふえているということで、アカデミックサイドでもグローバル化が急激に進展しています。

30ページをごらんいただきたいと思うのですが、この場合に、日本に来ていらっしゃる方は中国人の方が大きいポーションを占めている。どの分野に来ているかということですが、留学生たちはほとんど修士・博士課程ということで、まさに日本の高度技術に対する期待をもって日本に来ているというのが数字の上でも明らかになっているということでございます。

31ページですが、こういう内なる国際化が急激に進展している中で、輸出管理担当部署もしくは輸出管理内部規定を設けている大学の数はやや少ないなということでございます。したがって、さらなる国際化を推進していくためには、輸出管理の取組を強化していただく必要があるのではないかとというのが課題かなと認識しているということです。

32ページをごらんいただきたいのですが、欧米もしくは日本のアカデミアはまさに中立ということで、人類発展の基礎を提供することを使命と考えているわけですが、一方で違った価値観に基づいて動いている人たちがいるのも事実です。事例1は、パキスタンのアカデミアのグループの人たちが技術を窃取するために活動した事例。事例2では、中国のリーディング・ユニバーシティがみずから指示をして、教授とか、そのつてを使って先端技術を窃取してくるよう求めて、実際に捕まっている人がいるということで、違うプリンシプルに基づいて動いているアカデミアの人たちも世界にはいるということが事例として示されているということです。

33ページです。こういった違うプリンシプルに基づく、もしくは輸出管理を行わなければいけないケースについて、例えばアメリカでは、ベンチャー企業が空軍と無人機を開発した際に、恩師に相談して、そのラボのサポートを受けた。その中に留学生たちがいたにもかかわらず、許可を受けずに技術を提供してしまったということで、アメリカではこういうケースでは情状酌量をほとんどすることなく、輸出管理法違反ということで罰則を適用する、懲役をかけているという形で、世界的には厳しく対応しているという現状がございます。

こういう現状を踏まえまして、我が国の国内の技術取引規制の在り方についてどう考えるべきかということで、35ページをごらんいただきたいのですが、先ほど輸出許可が必要なケースということで、国内取引も規制対象ですというお話をしました。居住者から非居住者、外国人の方がほとんどになるわけですが、ここで技術提供が行われる場合には許可が必要になるのですが、6か月滞在していると非居住者の方は居住者になるということで、許可が不要になるわけです。逆にいうと、6か月の間だけ輸出とみなしているということです。

一方、36ページですが、懸念される例が幾つかございます。例えば企業さんが留学生を通訳として使ったりするケースとか、サポートをもらったりするケースがあるのですが、理工系の留学生に技術的な通訳をお願いした。ところが企業さんに対して、これでは通訳ができないということで非常に高いレベルの技術の情報を引き出されてしまう。ところが6か月以上たっていると許可が不要になりますので、企業さんとしては、これは輸出許可がないと出せませんとはいえないわけです。もしくは、留学生の方が外国政府から、国費留学ということで支援をもらって機微技術を学んで帰っていく。この人が帰国後に軍事転用したその技術に関する論文を書くというようなことも懸念事例としてあるということです。

37ページですが、こういうようなみえない形の技術取引は、日本だけではなくて世界的な問題です。アメリカにおいては、国防総省を中心に日常的にセミナーを開催しています。アメリカでは、ふだんの事業提携とか共同研究のようなものが技術流出の一番大きなループホールになっているのではないかとということで、アメリカにおいて何か懸念事例が発生した場合には国防総省に報告をする制度があるのですが、平成21年は5,000件報告されていたのが、平成27年は4万7,000件に急増している。しかも4万7,000件のうちの7,500件が実際に問題が発生したと認識されているということでございます。

こういう事態に対して官民で取り組まないといけないということで、38ページから40ページは事例で、38ページは企業で輸出管理を厳格に行っているということをお示しさせていただいております。39ページ、大学においても、先端的な取組で技術流出をとめる取組をされている大学として、例えば東北大学さん、もしくは40ページ、名古屋大学さん、これはオンライン・システムなどを入れてサポートしている。

41ページ、国立研究機関については、外国人の研究者を受け入れることに対する規定も設けていて、さらに受け入れた外国人の方の担当者も決めて日常的にきちっと管理をするというような体制をとっているところも現にございます。

42ページ、こういう先端的な取組が必ずしも普及しているわけではないという中で、私達も国際会議に日常的に参加しているわけでございます。その中で最大の問題は、Intangible Technology Transfer、みえない技術の流出、I T T、これは一般用語になっています。I T Tにどう対応するのかということで、みなし輸出、どこまでを輸出とみなして規制するのかというのが最大の問題になっています。これはDeemed Exportと申します。

このみなし輸出の期間について、先ほど申し上げましたとおり、日本では6か月未満です。近年、ビザの期間、1度に認める滞在期間が、平成二、三年は1年程度だったものが、最近は最大で5年になっています。留学生も、前は1年ごとに更新しなければいけないのが、今は4年3か月で、1度にビザが出る。ただ、その方々は基本的には帰る、すなわち国外に出ます。在留期間が長期化していることと、みなし輸出として管理している期間のギャップをどういうふう考えるべきなのかということです。

例えば在留資格年数の最長期間は5年、もしくは永住権を申請するのは、今は10年になっています。どこかの時点で合わせるということが、海外の例などをみると、そういうことも考えられる。例えばアメリカは、外国人の方は全員規制対象ということで、期間概念はございません。ドイツも基本的に期間概念はないのですが、5年在留していると無期限在留資格を申請することができるということで、基本的には5年というスパンで、永住権の申請のタイミングと合わせて管理をしているという実態がございます。イギリスもしくはフランスは、分野をある程度絞るかわりに、個人を適正評価するというので、むしろ非常に厳しくなっているケースが発生する。オーストラリアは、それまで貨物しかみていなかったのですが、I T Tをどうするのかという国際的な議論が非常に深まる中で、乗り遅れているということで、実はことしの4月から技術取引を規制対象に含めたという状況

になっております。

続きまして違法輸出の防止ということでございます。44ページですが、日本においては刑事罰、最大で10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金もしくは輸出価格の5倍未満ということで罰則を、もしくは行政制裁として3年以内の輸出禁止をかけられます。

ところが、45ページです。実際に発生した事例ですが、X社が初めて炭素繊維を扱って、海外のB社に輸出したら、B社から懸念国に再輸出されてしまった。この場合、仲介業者が重要なファンクションを果たしているわけです。教唆を行っている。再輸出を違反しているということですが、教唆のところはなかなか行政的にリーチをすることが難しい。立入検査なども法律上は今、手当てされていない。さらにいうと、再輸出、破った場合、10万円の過料しかかからないという状況になっています。X社の社長さんとX社に対しては私たちは輸出禁止をかけたわけですが、社長さんはY社を使ってX社の事業をそのまま継続するような形で廃プラスチックの輸出を継続したために、ペナルティーの効果がほとんどなかったということです。

46ページですが、これはまた違うケースでございます。北朝鮮の資金源になっているというケースで、北朝鮮産の松茸ですが、第三国においてブローカーがX国産であるという形で日本に持ち込む。この企業A、ブローカーB、企業Dというのは共謀して、国内に販売して、この資金が北朝鮮に帰っているという事例でございます。

47ページは、これは日本だけではなくて、世界各国において巧みに規制の網をくぐり抜けるということで、例えばイラン向けにもかかわらずトルコ向けに輸出して、そこから抜くとか、ロシアに出したいのだけれども、仲介者が買って製品名を変えて輸出する、もしくは、アメリカから中国に行って、中国を抜けてイランに行くというようなケースが発生している。

48ページは、これは必ずしもアメリカだけで発生しているケースではなくて、日本においても、I S I Lのようなところに日本の製品が渡るわけがないはずですが、実際に爆弾の中から日本製品がみつかってしまった。国連制裁パネルでは、A社さんが被害に遭ったケースですが、厳格に輸出管理をしているにもかかわらず、中国経由でイランに抜けてしまったというような形で、巧みにだましてきたりするケースについて対応するのが難しくなっている現状です。

49ページ、こういう中で私たちの罰則、これは全体構造ということでございますが、例えば過料10万円というのは、条件に違反して再輸出してしまったケース、これは10万円し

かかかりません。

50ページをごらんいただきたいのですが、実際にあった過去の違反事例、下から二つ目の事例ですが、罰金4,500万ということで、これは900万ちょっとのものを取り引きして、非常に中身が悪いということで5倍スライドを最大限かけて4,500万の罰金をかけているのですが、立件できたのは1件だけで、複数取引で億をはるかに超える単位の取引をしていたということで、その場合に4,500万の罰金で本当にきくのだろうか懸念されるということ。

51ページですが、ではアメリカではどうしているかということ、事例1などをみると効果てきめんなのですが、刑事及び民事制裁金を含めると100億円ということで、一罰百戒の非常に厳しい対応をしているというのが各国の対応の現状です。

52ページ、そういう中で、今の行政制裁の対象、教唆とか幫助、もしくは別会社を使って制裁逃れをしているケースについてどう考えるべきか、もしくは、行政制裁の水準について、今の罰金刑の上限は適当なのか。例えば不正競争防止法は、この前の改正で法人重課で10億円というものを入れている。また、輸出許可条件違反は過料10万円ということで本当にいいのだろうかということでございます。

最後の論点は事務負担の軽減ということで、これまで規制の実効性に関してご説明させていただきましたが、54ページでございます。こちら、きちっと輸出管理をされている企業さん、研究機関さん、数多くございます。日本は国際的にも非常にきちっとやっていると評価を受けている機関の方々が多いのですが、きちっとやっているからこそ、逆にいうと負担が大きい。もっと効率的にできるのではないかというお話をいただいているのも事実です。こういった中で、特に論点となり得るのは、ネットワーク、サプライチェーンが国際化している中で、私たち自身も海外の取引先に対して日本と同じように輸出管理をすることを輸出許可を出すときに求めています。ということは、海外の企業も日本の輸出管理制度に基づいて輸出管理をやっているという実態になっている。ところが日本の制度が複雑でわかりませんといわれています。

55ページをごらんいただきたいのですが、その中で特に論点になっているのが、規制対象品目のカテゴリーの組み方が日本だけ独自になっていて、どれをみていいかわかりませんという声が多い。一方で、実は日本の輸出リストは項番の2から4に関しては罰則の水準が高いということで、罰則の水準が高いものを同じカテゴリーの中に混ぜていくというようなことが起きた場合の混乱とかいうことを今まで懸念していたわけですが、こういう

ものについても論点として正面から捉えて検討すべきではないかということで、今回はご提案をさせていただいているということです。

一方で、56ページをごらんいただきたいのですが、同じカテゴリの中に罰則の水準が違うもの、つまり機微度が違うものが混ざっていくということになりますので、当然のことながら、輸出者の方々には機微度に応じた情報管理を今後はやっていただくとか、そういう対応を求めていくということも並行して検討していくことになります。

最後に57ページ、内容的には再掲ですが、大学などにおける取組も、非常に先端的な取組をし始めている大学さんもございます。こういう機関の事務負担を合理化することも検討すべきということで、私たちが今までガイダンスなどでサポートさせていただいているのですが、今の包括許可制度については企業を念頭に置いているということで、大学が使いやすいものも検討してもいいのではないかということで論点として掲げさせていただいております。

ちょっと長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

随分の分量なので、一気に理解するのは大変だろうと思いますけれども、これから自由に議論したいと思います。ご発言を希望される方はよろしくお願いします。

どうぞ。

○中谷委員　　4点申し上げたいと思います。

第1に居住者要件についてですが、いわゆるDeemed Exportの考え方を導入することは合理的な考え方だと私は考えております。大半の善良な外国人にとりましては、居住者要件が6か月から例えば5年に延ばされた結果、名目的には非居住者となっても、実質的には何の変化もないということかと思えます。政府はこの点を丁寧に説明して理解を得ることが適切であり、また、重要であると考えております。

第2点は罰則についてですが、現状は緩過ぎると思います。四つの安全保障輸出管理レジームの適切な管理のための、いわば国際的責務を果たす観点からも、強化が不可欠であると考えます。罰則が緩いので、違反のリスクを侵してもその価値があると、悪意の者が行動をとりかねないと懸念しております。このままでは日本が抜け道になってしまうということを強く懸念いたします。

第3に、リストの共通化についてですが、日本の規制リストをEUなどの規制リストと整合性を図っていくということは、国際標準にも合致した合理的選択であって、事務負担

の軽減という観点からも望ましいと思います。当初は若干の事務負担がかかるかと思いますが、長期的にみれば合理的なものであると考えて対応していただくのがいいだろうと考えております。

それから、第4点、大学についてですが、32ページのところでご説明がありましたこととの関連で、中国の、特に理系の大学の部局と研究交流協定を締結している日本の大学は大丈夫なのだろうか、やや不安になりました。関連する大学としては、自主的に十分なチェックの体制を整える必要があると考えております。

また、最後に57ページのところでご説明いただいたこととの関係で、公立大学、私立大学の設置率、策定率が非常に低いというのが懸念されますので、一層の取り組みが公立大学、私立大学は早急に必要だと考えております。以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

○安井委員　　産業界におきまして輸出管理に直接かかわるC I S T E Cの総合部会長として、若干意見を申し述べさせていただきます。安井と申します。

全般的には、おおむね適切な方向性が示されていると考えます。特に規制品目番号体系を国際標準であるEU体系に準拠させる方向性が初めて公式に提示されたことは画期的であって、産業界の10年越しの要望がついには実現する方向となることについて感謝申し上げます。

ご説明いただきました点それぞれにつきまして、もう少し述べさせていただきます。まずページ42の我が国における国内の技術取引規制(3)についてですが、国内における技術取引規制の在り方につきまして、入国後6か月で居住者とみなされてしまう問題への対処が必要だとの問題意識は理解できます。ただ、経済分野、学術分野とも国際化が進んでおり、海外からの優秀な人材導入の流れの中で、規制期間や要件等においてどのようにバランスをとるかという点が重要と考えられます。欧米は、それぞれ異なる制度となっておりますものの、最も厳しい米国であっても許可例外が多数用意されたり、「基礎研究」という概念により、公開予定の研究は応用研究も含めて規制除外されたりという工夫がなされております。英国やドイツにしても、リスト規制ではなく、エンドユース規制1本に絞るなどによってバランスをとっていると聞いております。

留学生の受け入れに関しましては、ビザを発給する政府と大学との役割分担についても

論点としてあると思われます。制度改正に際しては、これらのバランスが適切なものとなるよう、産業界、学术界との十分な意見交換をお願いいたします。

次にページ56の輸出者等遵守基準についてでございます。機微な技術の組織内管理にしましては、輸出者等遵守基準の中で対応されることについてはさまざまな観点から議論があり得るところだと思ひますが、もし同基準に書き込むにしても、努力規定であることと、勧告や罰則の対象にはならないということが明確にわかるようにしていただきたいと思ひます。

また、従来から経済産業省製造局にて作成された「秘密情報保護のための指針」等によるご指導もあり、各企業の実情において慎重な管理を行ってきているところでございます。これらの指針類との連携や整合も十分に図っていただき、屋上屋を架する形になったり、画一的な指導になったりしないようにご配慮をお願いいたします。

次にページ54、輸出管理コストの増大及び55、輸出者の事務負担の軽減についてでございます。冒頭申し上げましたように、規制品目番号体系のEU体系への準拠は、産業界としては一刻も早く実現されるよう期待しております。他方、社内システムの大幅な変更等が必要となつてまいりますことから、まとまった時間とコストが必要になりますので、改正案は早期にセットしていただきながらも、準備期間は十分に確保していただきたくお願いいたします。

次にページ52、行政制裁・罰則(3)でございます。悪意の者へのペナルティーの強化については賛成ですが、他方で自主開示をした者に対する軽減措置は堅持していただき、めり張りのある規制をお願いいたします。

最後に、今回提示されている事項以外にもさまざまな制度面、運用面の課題はあり、C I S T E Cでもこの数年間、継続的に包括的な要望や問題提起をしてきております。未解決の課題も残っておりますので、今回の検討の中で対処できるものがあれば反映をお願いいたします。それらの中には中長期的課題も含まれ、すぐには難しい点もあることは承知しておりますが、ドイツなどでは産業の国際競争力向上の視点に立つた抜本的法改正を一昨年に行ったほか、EUもこの9月に大幅な制度改正案を公表し、議会で審議中でございます。

また、C I S T E Cより防衛装備移転に関する手続的環境整備についての要請案及び大学の輸出管理にかかわる包括的改善要請書等も別途提出しておりますが、今回提起されている論点と密接に関連する部分もあると感じております。いずれにしましても、さまざま

な課題について、今回の改正に限らず、産業界、大学等とも十分な意見交換を継続的に行っていただくことをお願いいたします。C I S T E Cからは以上でございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

それ以外に。

どうぞ。

○三島委員　　国立大学協会の会長補佐、東京工業大学の三島でございます。今の安井委員のご意見、特に留学生の部分のところで、少し補足をさせていただければと思います。

大学は今、非常に国際化を図っておりますし、人の流動性というものを非常に重要視しておりますし、世界中から優秀な学生を大学に入れて活発な研究、そしてイノベーションを生むということが大きな理念になりつつありますし、国としても留学生30万人計画というのがございます。その中で、もちろん留学生が輸出管理の対象として慎重にしなければいけないということもよくわかるころではございます。ただ、ここで述べておられる数字等が、機微な技術に関連するであろう留学生の数とかの見込みがかなり大きく見積もられているような気がしまして、少なればよいということでは決してございませんけれども、例えばアジアから来る留学生が非常に多い。しかしその中で工学とか科学技術に携わる人の比率というのは割に低くて、10%ぐらいでございますし、留学生をターゲットにしたところが強調されると、外から来る留学生にとって、日本の規制が厳しくなったので行きにくくなるというようなことが出るといけないということの配慮をしていただければというのが一つでございます。

それから、非居住の期間がどうあるべきかという議論はもちろんあると思いますし、そのところは大学自体が輸出管理の部署を置くとか、内規をしっかりとつくるということも非常に重要で、入口管理をしっかりするというを前提にして、その上で、もし非居住のところを何かこれから考えるのであれば、それが厳しくなると大学の負担がふえるということ、それから、負担がふえることに対して少し緩める方向でいくと、先ほど安井委員がいつてくださいました基礎科学、公知の技術、こういうところの範囲をアメリカ基準のような形で少し緩めるとか、そういうバランスが重要なのではないかと思うところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

どうぞ、渡井委員。

○渡井委員　　慶應義塾の渡井と申します。大学の取組ということで、慶應義塾の取組の

中で感じたことを一言申し上げたいと思います。

慶應義塾では平成24年に管理規程を設けまして、管理委員会をつくって、人の受け入れにおける物や技術の提供ということでチェック体制を設けておりますが、これまでは医学部や理工学部といった特定の部門を中心に考えておりましたけれども、昨年より全学的なものであるということで文系にも対象を広げ、私も委員に入りまして、まずは改めてリスト規制に該当する取扱いがあるかどうかという現状把握の作業を行っております。

その中で気がつきましたのは、法令上の用語と一般的に用いられる用語が違いがあって、現状を把握する上では難しいことがあるということでございます。例えば「コンピューター」が法令上の用語では「電子計算機」となっているというようなことは私のような素人でもわかりますが、ギャップがかなり大きい用語がございまして、対照表を用意するなどということは今考えておりますが、大学での取組についてのご支援という点では、説明会なども今後お願いしたいと思っておりますのでございます。

それと、私は行政法が専門でございまして、行政制裁と罰則というところについて一言感想を申し上げたいと思ったのですが、輸出許可条件違反に対する罰則が過料の10万円のみということですが、これは秩序罰になると思います。秩序罰はそもそも届出義務違反といった単純な義務の形態についてのものであると思いますし、もともと非常に低額なので、徴収コストということを考えれば必ずしも厳格な執行が期待されていなかった領域といっても過言ではないように感じております。そこで行政刑罰と秩序罰について、ここで目指している公益といいますか、安全保障の確保・実現ということについてどうあるべきかということは、今後、総合的に評価していく必要があるのではないかと考えました。以上でございます。

○白石小委員長　　ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

○原氏（釜委員代理）　　今日は代理出席でございます。経団連の原と申します。よろしくお願いいたします。

3点、できるだけ短く話したいと思います。1点目は、先ほど安井委員からもございましたけれども、規制品目番号体系の見直しについてであります。これは経団連としても長年要望してきた案件でございまして、今回こういう形で取り組んでいただけるということで、大変ありがたいと思っております。具体的な制度設計につきましては、企業の意見を十

分に聞いていただきたいと思います。

2点目は、内なる国際化という話が資料のご説明でありました。これ自体はさらに進めていかなければいけないことだと思います。今回の検討の趣旨は、決して国際化にステップをかけるということではなく、国際化を進めるからには必要な手当てはちゃんとしないといけない、そうすることによってさらに国際化を進めるということだと思いますので、そのあたりが誤解されないようにしないといけないと思います。結局、世間がどうみるかは、検討の結果として出てきた規制なりがどういう形になっているかで判断されると思いますので、そこは適切なバランスが必要とっております。

3点目は、従来、経団連としてエンドユース規制の必要性を強調してございまして、その観点からは、だれが危ないのか、どういう使い方が危ないのかという情報が必要になりますが、そのような情報は必ずしも企業にだけあるわけではなく、むしろ行政サイドのいろいろな情報が必要だと思います。そのため、従来、政府にはインフォームをお願いしてきているわけでありまして。今回の件に当たりましては民間だけということではなくて、当然お考えだと思いますが、政府側からの通知、インフォームということが非常に重要だと思います。官民力を合わせて実効あるものにしていくという意味でも、その点を改めて強調させていただきたいと思います。以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

青木委員。

○青木委員　　ありがとうございます。私は3点申し上げたいと思います。

1点はみなし輸出についてで、日本は法改正による厳格化が必要だと思います。私の最近の個人的な経験ですけれども、先月カナダで、宇宙で武力紛争が起きたときのルールづくりという会議がございました。そのときに、初日に宇宙の武力紛争はどのような形態で起きるのかという科学技術的な部分での説明のセッションがあったのですが、ヨーロッパの委員からの質問に対して、答える側であった米国人技術者が、TAAがないから答えられないといいました。TAA-Technical Assistance Agreement-は、「技術支援契約」と訳されることが多いと思いますが、社会学者がほとんどの場であってもそのぐらい注意を払っているという点は、日本も留意しておくべきだと思います。それが1点です。

2点目は、どういう団体が危ないのかということについてはさまざまな情報が共有されていますが、アメリカやヨーロッパからの情報だけでは足りず、日本独自の調査が必要だ

ろう、情報収集が必要だろうという点です。例えば2014年に国連宇宙部が連携する地域センターとして「アジア太平洋宇宙科学技術教育センター」というものが北京の郊外にある北京航空航天大学（ベイハン）大学内につくられたのですが、同大学にある幾つかの機関・部門はエンティティリストに載る団体であり、注意が必要です。しかし、そのような注意すべき団体と深いつながりのある宇宙科学技術教育センターには国連のお墨つきがあります。となりますと、一般の大学や研究所はさまざまな交流生じ、その危険な部分がわかりにくくなる。一概にすべての交流について厳しくするという事は正しいとは思いませんけれども、個々の団体のさまざまな行動と性格についての情報収集というものは、やはり必要だろうと思います。

3点目は規制リストの共通化ですが、これは当初の混乱はあると思いますが、いずれやらなければいけないことで、必要なことだと思います。と同時に、今、日本独自のものがある中で、それを世界的なものとする合わせるために、日本の企業が多大な努力を払われていますから、日本の企業にこれ以上の負担がかからないように努力する必要があると思います。以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかに、どなたかございますでしょうか。

どうぞ

○佐藤委員　　2点申し上げたいと思います。第1点は、大学における基礎研究の公開方法と、そこにおける管理の方法についてです。よく紹介される米国における基礎研究の扱いですが、米国においても公的なファンドに基づいた研究については、基礎研究の原則公開の例外となり、かなり厳しい規制が課されます。日本でも科研費を含めた公的ファンドに基づく基礎研究の公開方法と、プライベートなファンドで実施する基礎研究の研究成果の公開方法は区別すべきであって、無条件に基礎研究の成果を公開すべきとするのには問題があると思っております。

もう1点は事務負担の軽減策と関係がありますが、安全保障貿易管理は政府と民間が協力することが成果を上げるために重要だと思いますし、その協力関係が密である点が、日本の安全保障貿易管理が国際的に高く評価されているポイントだと思います。そう考えると、情報共有の分野でも、官民の協力を推進すべきではないでしょうか。安全保障貿易管理において、エンドユーザーやエンドユースなど、サプライチェーンの最終段階に位置する人間のセキュリティ情報は、不拡散の観点に加え、産業競争という面からみても、重要

な意義があります。その部分の確認を、民間にすべて委ねると、企業側の負担感が大きくなるので、政府側で、エンドユーザーやエンドユースを含めたさまざまな安全保障情報の取得や確認などを実施する体制の構築を、検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

○南部委員　　弁護士の南部と申します。スライドの44ページ、45ページ、行政制裁・罰則に関する部分について一、二点コメントさせていただきたいと思います。

まず、44ページで行政制裁もあるということですが、45ページの例ではX社に対して制裁を打ってもY社経由で事業が継続されてしまって、有効な手段がとれないというような問題点が指摘されております。これに関しまして、例えば行政制裁の有効な範囲を拡大してY社に適用できないのか、あるいはX社の事業を丸々譲り受けたような企業に適用できないのかという点については、検討の余地があるかもしれないですが、実際、事業の同一性とか、手続保障の関係で難しい部分も出てくるかもしれません。

そういう関係から、44ページの注のところに違反行為に関して公表するというようなものが指摘されておりますが、今も公表は結構されているのでしょうか。全然別の分野で恐縮なのですが、例えば景品表示法違反とか、消費者が害被害を受けるような事案の場合は公表の態様も、ウェブサイトに掲載するのは当然ですが、経緯が図示されていたりして、だれがみてもわかりやすいような内容になっている。そういう専門家でなくてもわかりやすいような公表の仕方であれば、より危機意識といいますか、こういう企業と取り引きしてはいけないというような認識が生まれやすいのかなと思います。

それに関連して、例えば45ページの仲介業者に関しては教唆・幫助行為について刑事罰でキャッチできる可能性があるということですが、これまで仲介業者の企業名などもあわせて公表されているのでしょうか。それはないのですか。

実際にしている事案なのかどうか、考慮は必要かもしれませんが、本当に悪質で、刑事罰が下されたようなケースでは、公表することもやむを得ないのかなと思います。ただし、公表してしまうと消し去ることがほぼ不可能ということになりますから、その辺は配慮が必要かとは思いますが。

○白石小委員長　　ほかに、ございますでしょうか。

どうぞ、三神委員。

○三神委員　ありがとうございます。日ごろ中小企業や製造業を中心におつき合いをさせていただいていまして、法律の専門ではないので方向違いの発言もあるかと思いますが、リアルなところのお話ということでコメントさせていただけたらと思います。

「国境を越える」の定義ですけれども、例えば大手の工場に工作機械が搬入されるときに、一見バードウォッチャーのような方々が双眼鏡で遠方から観察し、どういう搬入順で入っていくのかを撮影していたというケースがございます。この場合、多人数で撮った写真をそれぞれ個別に、ばらばらのにメールで送信するという形が考えられますが、いわゆる物の受け渡しで国境を越えるのとは異なります。情報通信を介して国境を越え、漏れていくケースにどう対応するかという問題がまずありますでしょうし、インダストリー4.0が目前にきている中で、どの程度ハッキング等のリスクを考えていったらいいのか。特に工作機械がすべて通信とつながってくると、どういうペースで、どのような順番で、何が動いているのかということが筒抜けになる可能性がある。輸出や、国境を越えるという概念がどの程度までカバーでき、省庁の中でも途切れずどの部署がご担当になっていくのかということは非常に重要になってくると考えております。

また、国のやれる範囲と、民間企業がやれる範囲の分担なのですが、昨今、例えば特に罰則が厳しく定義も厳しいイギリスに関していうと、イギリスが影響を及ぼせる旧宗主国の扱いになるアングロサクソン・環太平洋エリアは、国防上も重要になってくると思うのですが、この地域の国々とドイツに関しては、特に「技術」という切り口ではないのですが、従来二重国籍を認めている国であっても、諜報機関の権限を拡大し、疑わしきは個別に国籍剥奪等の形をとっていく方向に変化してきております。これはいわゆる政治資金など、より広域の概念を含んでの判断ですが、各論として技術関連のエスピオナージも含めた概念であると捉えれば、人の行き来を盛んにする趣旨の二重国籍を法的に認めている国々でも厳格化の動きが出ていると解釈できます。これを日本としてどう考えていくのか。

それと、業界で危険度の高い事業者のブラックリストを共有していくということですが、製造業でない業界で先行的にノウハウがあると連想できるのが金融業界です。防止策として、発生後の罰則で危険な動きを事前に抑止する以外に、日常の業務フローとして、例えばブラックリストを共有する、抜き打ちで独身寮の検査に入り、情報を持ち帰っていないか内部監査をするといった手続があります。外資系企業も、人材の流動性が極めて高いため、退職決定と同時にすぐに端末などは取り上げ情報へのアクセスをシャットダウンする手続がとられます。こうした強硬な実務慣習が、日本企業は十分に準備できていないとい

う印象が強くなります。

大手でしたら、こういうものも導入可能であろうと推測するのですが、問題は中小企業です。防衛省のウェブなどで、今後中小企業の技術の提供に期待するという情報が公開されていますが、特に日本は武器輸出ができませんのでコスト高になっている、これに対して国産でなければならない技術は日本国内の中小企業にということが明確に書いてかれています。現在、中小企業は人が足りないということで、積極的に海外の留学生も入れようとしている。こうした中で国防関係の技術、特に情報の分析ソフトなど、中小企業でもできる高度領域に着手してくる動きというのは今後、十分考えられるわけです。

大手の大学や企業であれば、普段の業務フローで防止策がとれるのですが、中小企業群にどう周知していくのか、検査体制などの制度プラスアルファの、実効性といいますか、運用の具体策と、防止策としての周知活動の充実が伴っていく必要があるのではないかなと拝見いたしました。

○白石小委員長　ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、菱山委員。

○菱山委員　日本私立大学団体連合会の推薦で、早稲田大学理工学術院の菱山と申します。

本日、大学における安全保障貿易管理の取組ということで、私立大学の輸出管理内部規定の策定状況がおくれているということについて、私立大学団体連合会といたしまして大変懸念しております。その中で、大学向けの説明会、体制の構築、ガイダンス等の各種施策を支援していただけるということで、大変期待しております。この点につきましては、今後、大学といたしましても強く取組を進めてまいりたいと思っております。

早稲田大学では、当然ながら安全保障貿易管理はきちんとした組織を設けて取り組んでおりますが、一方で事務負担が非常に大きいという現状もございますので、こういう点でもご検討を進めていただければと思います。

その上で、早稲田大学は国内でも有数の留学生を抱える大学で、資料でございます留学生の数の中でもかなり多くの部分を占めているわけですが、こうした機微技術といわれるものに触れるのは主として大学院生が中心になるかと思えます。そうしますと、この表にありますとおり国立大学が非常に多くの博士課程・修士課程の学生を抱えているという現状がございますので、もちろん私立大学にもおりますが、先端的な機微技術を扱うような研究中心の大学というものと、私立大学に多く存在すると思われまます教育中心の学部教育

を担う大学とは、多少性格が異なるかと思えます。

恐らく、この学生数の中には、あるいはその前の外国人留学生の推移の数の中でも、人文科学あるいは社会科学といった学生も含まれていると思われますので、もう少し精細な資料が必要かと思えます。また、理工系の中でも必ずしも機微技術を扱う学生ばかりではなく、例えば理工系の中に建築学科という学科がございますが、その中では建築士とか、芸術デザイン、都市計画といった、機微技術とは遠い分野を扱っている学生もたくさんおります。そうしたところにも多くの留学生が来ておりますので、技術単位、あるいは研究室単位で細かく精査していく必要があるかと思えます。

もう一つ、やってくる学生が、今後さまざまな制度改革の中でデメリットを受けないかということを変懸念しております。具体的には、こうした資料において留学生のみに焦点を当てるのではなく、例えば外国企業の社員なども含め、バランスのよい説明をお願いできればと思えます。例えばですが、留学生、非居住者の期間が長くなりますと、海外から日本にやってきたときの銀行口座の開設、母国からの仕送りが非常に難しくなるとか、アルバイトの所得への課税の水準が変わるとか、学生生活の上でデメリットが生じないかということを変懸念しております。学生生活にほかのデメリットが生じないかということもあわせてご検討いただければと思えます。

また、先ほど三島学長からもございましたように、これまで日本は留学生を多く受け入れるということで留学生誘致の活動に邁進してまいりました。大学としても多くの留学生を抱えて、それは日本人の学生にとっても、よい交流の機会を与えてくれるものですので、主要国の規制と同程度になされていくということをぜひ確認いただきたいと思えます。過度に海外よりも厳しいということだと、日本の留学生誘致にマイナスの影響が及ばないとも限りませんので、その辺のところをよくご検討いただければと思えます。以上です。

○白石小委員長　ほかに、いかがでしょうか。

既に発言された方でも構いませんけれども、いかがでしょうか。

では奥家課長から、いろいろご意見が出ましたので、回答していただければと思えます。

○奥家課長　まず中谷委員から幾つかいただいた中で、研究交流協定を結んでいる先の大学に懸念先が含まれているかどうか心配であるというご指摘をいただいたのですが、実際エンドユーザーリストに載っている大学との研究交流協定は少なからずあるという実態でありますので、私たちもそういうところについては懸念はもっています。

一方、昨年、ある私立大学からエンドユーザーリストに載っているけれども結んでいい

かどうかとご相談をいただいたケースがあって、ご相談いただければ、エンドユーザーリストに載っているから技術のトランザクションをしてはいけないわけではないので、管理の仕方ということで、管理体制をお伺いして、過剰な要求をされたときにそれを断れるような規定を入れるとか、工夫をすることで無事に協定を結んでいただくということで対応しております。

したがって、すべてだめということではなくて、ご相談をいただいた上でやれば問題の発生を抑止できる、こういう発想をもっていただいて、柔軟に私たちにご相談いただけるといいなというのが率直なところです。

続きまして、基礎科学、公知のところについて安井委員、三島委員、原代理、菱山委員から懸念をお伝えいただきましたが、実は佐藤委員からもご指摘があったとおり、やや日本の中での解釈がいいとこどりになっているのを懸念しているところはございます。まず基礎科学とか公知の扱いについては、ワッセナー・アレンジメントで明確に書いてあります。ワッセナー・アレンジメントに書いてあるものに従って私たちとしては規定をしておりますので、主要国の中でそれを下回るということは基本的にはない。だから、どこかが特別に広いということはないというのが前提です。

その上で、さらに加わっている部分があるかないかということで、事例としてアメリカは広く抜かれているというお話がありましたけれども、佐藤委員がご指摘いただいたとおりで、政府から研究開発のお金が入っている、要するに政府支援が入っている部分については基礎研究にしませんということで、丸ごと全部抜けています。アメリカは基本的に国立大学がございませぬので、日米で比較ができないというのが率直なところです。

一方、わかりにくいという部分は、今後制度の見直しの中で、よりわかりやすくしていくということは、いろいろご意見を交換させていただきながら、とにかくわかりにくくて負担が重いというところについてどう対応するかというのは真摯に検討していくべきだと思います。ただ、アメリカの条件は異なっているので、そのまま適用した場合には、日本の国立大学とか、私立大学もかなりの程度政府資金が入っていることを考えると、慎重に検討しなければいけないのだらうと思います。

いずれにせよ、日本だけが厳しいということはありません。そこはご理解いただきたいと思っております。その上で、合理化できる部分をきちっと、そこは私たちも真摯にご意見を交換させていただくということなのかなと思っております。

そのほか、安井委員からEUでも制度改正が検討されているということで、ただ、私た

ちの認識は制度の強化というか、A T Tが発足した関係で、人権保護の関係でもうちょっと規制を強化するというか、規制の観点をつやす方向の検討がされているのではないかと
思うので、日本では人権のところも「国際の平和と安全の維持」というところで読み込んで
いるということで、制度改正はその観点は行われていないのですが、そういうところ
については中身をよく踏まえた上で議論していきたいと思っております。

いずれにしても、原代理からもいろいろいただいておりますが、国際化を進めると
いう前提は変わりません。これは進めていく。あとはバランスをどうやってとっていくか
ということかと思えます。

エンドユース強化ということで、例えばイギリスとかフランスについてはキャッチオー
ルを中心に組んでいるという話がありましたけれども、三神委員がご指摘いただいたと
おり個人管理を強めているので、キャッチオールを強めていくと、エンドユース管理が適
正評価に限りなく近くなって、むしろ負担が大きくなるので、リストでこの分野という形
で把握しておいたほうが管理しやすい部分は、正直あるのかなと思えます。

このところは、菱山委員からもご意見いただいたとおり、よくよくみていけば適用の
対象でないところも広くあるわけでございまして、何でもかんでも全部対象になって負担
がふえるわけではないということで、確かに私たちの資料では博士・修士とかいう形でお
みせしているのですが、そのところをもう少しブレークダウンした形で、合理的なのだ
なにご理解いただけるように説明していくことが大切になるのかなと思っております。

そのほか、三神委員から、業界の中でブラックリストを管理しているとか、そういうお
話ですが、日本ではまさにC I S T E CさんでC H A S E R情報という形で懸念先を提供
するサービスがあるのですが、これは私たちがもっている情報では出せない。政府側がも
っているのはエンドユーザーリストのところまでしか出せなくて、そうすると、まさに産
業界さんとか大学の中でのネットワークでそういうところをどうフォローしていただける
かということで、ここは官民がきちっと協力して進めていかないといけないのかなと思っ
ております。

また、中小企業への対応というのは、確かに中小企業へのアウトリーチも私たちも考え
ていかないといけないところだと思っておりますし、大学の皆さんへの支援ということでは、
今までもアウトリーチ活動をしておりますが、今アドバイザー派遣事業を開始しよう
ということで予算要求をしていて、大学の皆さんへの支援はもっと厚くしないといけない
ということで、私たちも事業としての手当てを検討しているところがございます。

あと、懸念先の政府の情報収集能力を強化するべきというお話を佐藤委員、青木委員からいただいているのですが、ここは真摯に、私たちは取組をもっと進めていかないといけないのかなと思っております。

もしフォローがあれば。

○白石小委員長 飯田部長、ありますか。

○飯田部長 先ほどのEU準拠のところを一言、奥家から補足させます。

○奥家課長 いわゆるリストのカテゴリーの見直しのところですが、ご指摘いただいたとおり、率直にいうと、見直しを行うことで合理化される部分と、一時的には相当の負担が発生するのではないかという懸念を私たち自身ももっていたので、この話をお示しすることがいいかどうか相当検討した上で、中長期的にみればメリットが大きいし、さらにグローバル化していく中で、やれる範囲でやるということかなど。

ただ、準備期間をきちっととらないと逆に混乱することを懸念しておりますので、まず準備期間はきちっととらないといけない。さらにいうと、産業界の皆さんとか大学の皆さんからみて使いやすいものにしていかないといけないので、そこはよくよく意見交換をさせていただきたいと思っております。

とりあえず、私からは以上です。

○白石小委員長 では今の反応を踏まえて、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○飯田部長 奥家から、とりわけエンドユース規制の話とか、大学を含めての考え方をご提示させていただきました。今後、審議会の中でのご議論はもとより、先ほど安井委員、三島委員、菱山委員、渡井委員からも、審議会の外でもいろいろな場で意見交換をすべきだというご意見をいただいて、そのようにやっていきたいと思っております。しかし、せっかくの場でもありますので、議論の方向性について、奥家から一定のお答えをしているところですが、それに対してさらにご意見をいただけますと今後の参考になると思っております。留意すべき事項、あるいは、ここは政府との間で認識が違うという事項があれば、ぜひこの場でご提示いただけないかと考えております。どなたか、委員の方からご意見を賜ればと思います。

○白石小委員長 いかがでしょう。

どうぞ。

○三神委員 今のお答えに沿っているか疑問なのですが、思い当たった点をお話

ししたいと思います。

国内の技術取引規制、資料の35ページで、「より厳格に」という対象の記述が「外国人、非居住者、新居住者」となっておりますが、最近、全体のボリュームからいえばごく一部かと思えますけれども、国籍は婚姻などによって取得し、日本人という位置づけなのだけども、実態は外国の利益のために動いているというケースがございます。例えば企業が接待に使う祇園や銀座、あるいは地方都市でもシャッター商店街や温泉街の旅館も中国資本が増えておりますが、雇われている方は日本国籍である、ただしその背景にある組織が外国資本であり技術が漏れてしまうというケース。そして、洗練されていない用語となりますが、先進諸国で問題化している、いわゆるハニートラップも、必ずしも外国籍とは限らない。後ろで糸を引く組織が、英文報道でも多数出ておりますが、北朝鮮や中国であったりするわけです。社用の接待で使うような場ではない、よりプライベートな場で接点を持つケースも海外では大々的にな報じられており、こうした実態が資料の区分から漏れているような気もいたしますので、現状の規制できちんとカバーし切れているものか伺いたいと思いました。

また、間にフロント企業的なものが挟まっている場合、単純に金融取引であればいわゆるマネーロンダリングの資金追跡ということができるのですが、物や技術の場合、現状そうした何段階も挟む経路の追跡が技術的に可能なのか、どの段階で食い止められるのか。

余談になりますけれども、より規制が厳しく、技術的に対処している例では海外のカジノなどが連想されます。無数に配置された顔認証技術のカメラで、インターポールの犯罪者リストと画像を自動照合しながら、人の動きを追跡し続け、即時に食い止めるといった対応です。エキセントリックな例ばかりお話ししておりますが、こうした技術的強化が可能なのか、お話しいただける範囲で構わないのですが。

○白石小委員長　ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、三島委員。

○三島委員　私、確認だけですが、やはり一番懸念されるのが、今回のある意味の規制強化をやっていく中での留学生への配慮だけだと思うのです。必要な規制強化はあるとは思いますが、大学側の業務が非常にふえて、それとのバランスのようなことを考えなければいけないと思います。特に特定の国や地域の留学生であるとか、分野がどうであるとかいうことから、機微技術の輸出に関連しやすい。また、留学生の数が今ふえているという論調の中で、安全保障貿易のこれからの取組の中で留学生を特に気をつけなければいけな

いというニュアンスにならないようにすべきです。民間企業も、中小企業もかかわっていくわけですから、その中で留学生の取扱いだけが強調されないようにご配慮いただきたい。繰り返しだと思いますが、確認でございます。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

実は、私、最後にまとめの一つとして申し上げようかと思っていたのですが、何度か奥家課長からも話がありましたが、国際化をこれからもどんどん進めていく、これは大原則でございます、それは国の方針でもあるし、日本全体としてそっちの方向に行く。

それを踏まえた上で、大きい原則としてこういう合意ができたかなと思っていますのは、国際化を進めるということが大原則にして、その中で制度改正の方向も国際的に整合的なものにしていく。それから、ルールはできる限り透明なものをつくって、何がオーケーで、何がオーケーでないかということがみてわかるようなもの、裁量の余地はできる限り小さくしていく。3番目に、そのかわり違反したときにはちゃんとした罰則がありますよ。大体そういう方向で議論が進めればいいのではないかなと私は考えておまして、三島委員のいわれたことは、まさにその方向に沿っていると思います。

ほかに、何かございますでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員　　三神先生がおっしゃったことと多少関連すると思うのですが、さまざまな安全保障貿易管理の国際会議に参加していると、インタンジブル・トランスファー・コントロールをどう強化するかというテーマが、重要な大きなアジェンダになっていることに気づかされます。さらに、インタンジブル・トランスファーをめぐる論点の中で、特に関心が高いのが、海外子会社にたいする移転の問題や、資本提携を含めた企業の国際的事業展開の中で進む技術等の移転を、どのように管理すべきかという問題です。

ただ、どの場における議論についても、どの国も明確な答えを持っているわけではないようです。国際社会の今後の議論を、日本が先端的にリードしていくのも必要だと思えますし、リードしないにせよ、アウトバウンド、インバウンドを含めた直接投資などが結果として生み出すインタンジブル・トランスファーの管理の在り方を検討していくことが重要であると感じております。

○白石小委員長　　ほかに、どなたか。

どうぞ、青木委員。

○青木委員　　ありがとうございます。

今、なるべく一律の透明化したルールをといることを白石先生からお伺いいたしまして、そのとおりだと思います。それをつくるに際して、ボランティアでそれぞれのインダストリーの、大学もその一つだと思いますが、共通のコンセンサス・スタンダードというものをつくっていく場を設ける、そこに政府の人間も入り、その業界のコンセンサスに基づき、ベストプラクティスをルールとしていく。そのような過程を経ていけたらと思います。

○白石小委員長　ほかに、ございますでしょうか。

まだ30分ぐらいございますけれども。

どうぞ。

○渡井委員　本当にささいなことですが、大学の取組に関しまして、アドバイザーの派遣とか予算の手当てをご検討いただいているということは、非常に心強く思いました。大学の中でこういうチェック体制をつくろうというときに、例えば慶應義塾の場合ですと、キャンパスが分かれているということと、チェック体制をつくるどころと、留学生、人の出入りを管理するところが違うということもございまして、学内でさえ統一的な体制を設けることが非常に時間がかかるころがございまして、まだまだご紹介いただいた東北大学や名古屋大学のレベルに至るには時間がかかると思うのですが、長い目で大学の取組をみていただければと思います。よろしくをお願いします。

○白石小委員長　ほかに、ございますでしょうか。

森本委員から。

○森本委員

私は、大学の関係者であり、役所の関係者という二重人格をもっているのですが、個人の立場に立って物をいう限界があるのですが、そのことを前提に、二つばかりお話ししようと思います。

今回のこの取組全体に違和感はありません。大変よい問題意識なので、ぜひともこの作業を、ここにおられる委員の方々の協力を得て内容のあるものにしていただきたいし、これは日本の将来にとって非常に意味のある作業だと思っています。それを前提に、二つ指摘したいと思います。

一つは、ご承知のとおり、日本は防衛装備移転の原則を変えたときに移転の原則が何であるのかということについて政府の中で議論してルールをつくったのですが、移転に伴う規制をどうするかという原則はそこに入っていなかったもので、この原則をつくったときに立ち帰ってみると、33ページにあるアメリカの武器輸出規制法のような法体系を考える

余地はあったと思います。しかし、日本にこういう法律はできませんし、日本は既にある
貿管令で十分に対応できると思うつつも、かなり移転と共に規制を含めた包括的な法的
枠組みを考えたほうが良かったのではないか、そのための制度設計というのを考えない
いけないのかなと思います。

なぜかという、アメリカがどういう政権になるか全然わかりませんが、仮に次
のアメリカの政権リーダーがいついってることがそのまま政策の中に適用されると考えれば、
特に中国については、故意に技術や情報を窃取するといいますが、盗みとることに対する
懸念は我々が想像している以上に強く、同盟国日本をすり抜けてアメリカが懸念をもつて
いる技術や情報が中国に流れると同盟そのものに非常に大きな影響を与えるので、日本が
制度設計をするときには、アメリカの制度はどこまで日本の中に取り入れることができる
のか、実務レベルで緊密に協議をしていただいてもよいのではないかとというのが私の問題
提起の一つです。

私がつもっている懸念のもう一つの側面は知財管理です。ご承知のとおり、アメリカは国
家の安全保障上非常に重要な影響を与える特許については秘密特許制度をもつていて、日
本は一切の特許が公開される。技術面でも、防衛関係でも、特許をとつたものは全部ネッ
トで公開されることになつていてる。特許をとりたい人ができるだけ正しい技術を、パテ
ントをとつて自分の将来に役立てたいというインセンティブはわかるのですが、それがそ
のままネットに出て世界中を駆けめぐるとなると知財管理のやり方をしていると、経済産業
省がやっておられる努力にもかかわらず、新しくとつた特許が筒抜けになつてしまふとい
うのは国として考えないといけないので、経済産業省の所管だけではありませんけれども、
しかるべきところにこの問題を持ち込んで、包括的な制度設計をしていただいてもよいの
ではないかと思うわけです。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

　　蓑田委員、いかがでしょう。

○蓑田委員　　蓑田です。

　　森本さんとは別に、私は投資の世界で、あるいは金融で生きてきた人間なので、今日の
テーマは私ごときがいろいろなことを申し上げる立場にないかもしれないと思つて、発言
しないで帰ろうかなと思つていましたが、一つだけ、先ほど白石さんがおつしやつたこと、
私は非常に大切だと思つています。外資系のファンドに7年強いた身であります、日本
を世界の目からみると、自分たちの中だけの論理でいろいろな規制がかかっているような

気がしています。

それはどういうことかという、日本人としてなぜ日本がこういうことをやっているのかと外に説明をしようとする、説明できないことがたくさんあるということです。日本ではこうなんだといっても、なかなか外にはわかってもらえない。先ほどおっしゃったように、国際化をしていく中で、すべての人にわかるように、きちっと透明に説明できるような制度にしておかないといけないということだと思っております、先ほどから留学生の問題がさんざん出ていますけれども、実は技術の流出の問題は国籍にはほとんど関係ないだろうと、私は心の中では思っています。

日本人で I S I L とつながっている人が仮にいるとすると、日本人という顔をして実は I S I L の人間だというときに、国籍で日本人なのか、アメリカ人なのか、中国人なのかということを超えて。そのこと自体、つまり技術を移転すること自体に国境はないと考えると、規制の仕方というのは非常に難しいなと一方では思っていますので、まさに先生がおっしゃいましたように、何をしてはいけないのか、何を規制しようとしているのかということを確認に提示する必要があるし、それが求められているのだろうと思います。

表面的な国籍とか、非居住性みたいなものを前面に押し出して規制をかけようとする非常に難しいことが起こりますし、先ほどからいろいろな話が出ていますが、ファンドの世界もそうですが、ファンドの裏にはさまざまな人たちがいるわけで、国籍はどこといっても、その裏にはさまざまな国籍が隠れている可能性がありますから、さっき三神さんがおっしゃいましたように、その人間がだれであるかという規定が今の世界は非常に難しくなっていると、まず認識をして事を始めないと、我々は間違えてしまうということだと思えます。

最後に1点、アメリカのファンドに籍を置いておりましたのは、日本という国は軍隊がない。憲法上の議論をするつもりはありませんが、いわゆる軍が日常、自分たちの生活の周りにいないのですが、アメリカでは国防、軍というのは日常的にそこにありますので、コンセンサスとして国家安全、国防というものに対して余り議論にならない。ごく当たり前のこととしてありますが、日本の場合にはそこが非常に意識が希薄だろうと私は思っていて、したがって、日本の社会に対してこういう規制とかの議論をするときには、そのところを念頭に置きながらやっていかないと間違ってしまうのではないかと考えています。以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

いいですか。

奥家課長、どうぞ。

○奥家課長　ありがとうございます。白石小委員長から方向はお示しいただいたので、そちら以外のところで、ご意見、ご質問いただいたところについて、簡単にコメントさせていただきたいと思います。

まず三神委員から、いわゆるハニートラップであるとか、例えば中国資本がバックにいて情報を抜くために活動していたり、フロント企業がわかっていて情報がどういう流通経路をとっているのかわかりにくいケースはどう対応しているのかというご質問をいただいたのですが、森本委員からも、まさに包括的なフレームワークというお話をいただき、蓑田委員からも、ご趣旨は同じことなのかなと思います。

ご質問いただいたポイントは、まさに技術流通管理をどうするかということだと理解しております。技術流通管理というのは、各国、非常に悩んでいる問題だと思います。実際に外国為替及び外国貿易法では、「輸出」という側面に着目して管理をしているということでございます。各国も「輸出」という概念を用いて管理をするということで、時点、国境を越える越えないというところの時点が変わって、国内で取り引きされてもすぐに国境を技術が超えてしまう蓋然性が高いものに「輸出」という概念を広げたのがみなし輸出、Deemed Exportということで、今回まさにご議論をいただいているところですが、各国、皆同じ形で、アメリカでも輸出管理法でみている世界になるわけです。

一方、企業内で秘匿すべきものが故意に、何らかの手段で流通させられてしまった場合については不正競争防止法が出ていって、国がかかわるもので特に秘匿性が高いものを守るためには特定秘密保護法のようなものも制定されていて、どのディメンジョンから管理をするのか、それぞれ法律で複雑に絡みながら管理をしているというのが実態です。どの国も同じ悩みを抱えている中で、「輸出」というディメンジョンから見たときに、今私たちが管理している構造は適切でしょうかということをご議論いただいていると思います。

例えば、産業サイドの行動に対して適切に情報流通を管理できるようにしてあげようというのが不正競争防止法になるわけですが、不正競争防止法については、私たちに先立つこと2年、3年で法改正をやっていて、1次的に情報が渡ってしまった、2次で受け取った人しか規制対象になっていなかったのが、今後は3次、4次、5次で渡った人も故意があれば罰則の対象にするとか、必要な手当てをやっている技術流通管理に関する法律が既

に存在しています。幾つかの法律が先行して対応している中で、「輸出」というディメンジョンから見たときに、ほかの法律が既に対応できているところ、対応したところについて私たちは対応できていますかということをご議論させていただいているとご理解をいただければと思います。

外国為替及び外国貿易法においては、そのほか資本の流れのところもみているというような形で、さまざまな側面から技術とかお金の流れをみるわけですが、そのこのところについていろいろな論点があるということも私たちも理解しているので、引き続きご議論をさせていただけたらと思います。

フロント企業が絡んで技術が流通しているようなケースについては、実は私ども、警察、税関といった他の政府機関との関係が非常に密です。非常に密ですので、実際に問題が発生している場合には当然のことながら法の執行、さらにいうと刑罰を管理している機関とも協力しながら、そのファンクションをもっているところがしっかりとみている。さらに、怪しい動きがある場合には水際で措置をするということも実際に行って、そういうことがこの法律のフレームワークを越えて起きないようにするための最大限の取組はしているということです。

森本委員からご指摘いただきましたが、この世界、ほかの国との連携が極めて重要で、特にアメリカとの関係ということでございます。皆さんが想像している以上に、日米は非常に近い関係だと思ってください。アメリカの人たちは頻繁に日本に来ますし、国際会議の場において別の部屋で日米で協議をして、お互いの取組状況がどうなっているかの確認とか、懸念しているエリアがどこなのかというのは情報交換をしながら、とにかく適切に管理をしていくという取組をしている。その中で制度的に、ほかの国と比べて日本が、努力はしているけれども、国際的な標準から見るとややずれているところがあるところについてどう対応するのか、制度にかかわってくる場合には検討しないといけないこととなりますので、そういう問題意識でご議論をいただいているとご理解いただけたらと思います。

とりあえず、私からは以上です。

○白石小委員長　　どうもありがとうございます。

今の奥家課長の発言を踏まえて、さらに何か物申したいという方がいれば。いかがでしょうか。

どうぞ。

○三神委員　　何度も申しわけありません。

先ほどの軍が身近にいないというご指摘と、今のお話を受けてですが、日本ですと、警察や国防出身者が転身する専門のコンサルティング・ファームがないですね。英米系ですと、保険のブローキング会社などとグループ会社関係になっている扱いが見られます。こうしたプロフェッショナルファームが間に入って、国と民間がそれぞれ担う実務の穴を埋めている感じがあるのです。ところが日本の場合は、ご出身の方が引退された後に、個人的にポストを民間企業に得ているというレベルは見聞きするのですが、業界としてこうしたサービスが未発達であるということを、今後どうカバーしていくのかは、一つ大きな問題としてあるかと思います。

経産省でバックアップ体制を議論するとなると、どうしても製造業が得意分野になるのですが、日本に欠落している分野として、こうした超高度知識サービス業で、グローバル展開をしながら欧米勢に勝てるようなものがない。この領域を欧米勢に頼るということは、一番ハイエンドのノウハウを自国で握れないことにもなりかねないので、知識サービス産業のバックアップ、あるいは育成という観点も、今日の議論とは直接関係ないのですが、施策としてもっていただけたらと思います。

○白石小委員長　ほかに何かございますか。

どうぞ。

○芝田氏（三島委員代理）　ちょっと前の奥家課長のご発言に関連して、後戻りするようでは申しわけないのですが、基礎科学について特別の配慮をという意見が幾つか出ておりますが、根本的に大学というところは、いろいろな研究成果を公開することによって貢献するという基本的なミッションがある。それはアカデミック・フリーダムの対をなすことだと理解しています。そういう意味で、どんな外国人の留学生が来ても、一緒に研究した成果についてはいずれ公開されるということで、皆さんが公知の技術として手に入れることができるようになるわけです。そういうことを前提に基礎科学の議論をしていたきたいと思います次第です。

アメリカとの違いは、アメリカの大学には国防予算が大量に流れ込んでいるというところが一番違うのだと思います。そういう意味で政府予算がつけば基礎科学の範疇から外れるとおっしゃったと思いますが、政府予算がついたものについてはすべて政府がクラシフィケーションをして、これは基礎科学である、あるいはリストラクテッド・リサーチであると再仕分けをするわけで、そこで国防以外の予算はファンダメンタルのほうにクラシフィケーションされるというシステムになっているので、基礎科学の概念が完全に捨象され

ているということではないと思いますので、その辺はぜひ、規制強化の方向があるのであれば、大学の事務負担のことも考えていただいて、バランスをとっていただければと思います。

○白石小委員長　どうもありがとうございます。

ほかに、どなたかございますか。

なければ、まだ七、八分ありますけれども、先ほど大きな考え方につきましては私の考え方を申し上げたので、繰り返すことはいたしません、一つだけ、森本委員から防衛装備移転で、原則はできたけれども、それについての規制のほう、裏表の関係になる、どちらが表でどちらが裏かわかりませんが、そちらのほうのルールづくりが要するというご指摘がございまして、私も全く同感でございます。ある意味では、これが一つの大きな対応策になるのではないかと考えておきまして、先ほど三神委員からコンサルティング・ファームの話もございましたが、これも、直接この委員会とは関係ございませんけれども、将来的には、これは経済産業省というより、むしろ防衛省の課題になるのかなとは思いますが、非常に大きな考え方の中でこういう対応も行われているのだということだけ、私の考え方として申し上げておきたいと思っております。

ほかに何か。まだ少し時間がありますので、ございますでしょうか。

いいですか。

それでは、今日はこれで終わりたいと思っております。これから、ぜひよろしく願いいたします。

○飯田部長　どうもありがとうございました。

——了——